

令和3年度 苫小牧市における防犯施策の取り組みについて

※施策番号～「苫小牧市総合防犯計画(令和2年度～令和6年度)」(23ページ)
第3章計画の推進 2(1)市の取組み ア～カ

1) 広報及び啓発活動の実施

「苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例」に基づき市は、市民及び事業者の防犯意識の高揚を図るため、関係機関と連携・協働して広報及び啓発活動に取り組みます。

取組事業	令和3年度 事業概要(予定)	担当課	※施策 番号
1 犯罪情報等の提供	こども支援課、警察等関係機関からの犯罪情報を市ホームページを活用し迅速な発信を実施する。 また、「防犯ガイドブック」を発行し、市内の犯罪発生状況や本市の防犯に関する取り組み等の紹介するとともに、年6回「防犯だより」を発行し犯罪被害防止対策、防犯パトロール活動支援の紹介などを掲載する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ア①
2 防犯出前講座	特殊詐欺や各種犯罪の被害防止対策等について、町内会等を対象に、DVD等を活用し注意喚起を図る。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ア②
3 防犯リーダー研修会の実施	町内会・自主防犯パトロール組織等の実務者を対象に、防犯対策や青色防犯パトロール講習に関する研修会を開催する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ア②
4 地域防犯啓発パトロールの実施	不審者情報等を基に、青色回転灯を装着した車両によるパトロールを実施する。また、特殊詐欺や不審者などの被害防止を訴える特製マグネットシートを市民の目につきやすい公用車に取り付け、高齢者やこども等に注意を喚起する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ア③
5 啓発懸垂幕の掲出	市庁舎の国道側壁面に、啓発用懸垂幕を掲出し、来庁する市民をはじめ広く防犯意識の向上を図る。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ア③
6 歳末地域安全運動市民集会	犯罪等の多発が予想される年末において、各関係機関が結集して、安全で安心な地域社会の実現を目指し、窃盗や暴力事件等の犯罪、交通事故、火災等を未然に防止することを目的に、市・警察・消防・町内会及び協力団体合同による市民集会を実施する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ア③
7 各種イベントでの啓発活動	市民が集う各種イベントなどで、防犯啓発活動を実施する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ア③

2) 防犯に配慮した環境の整備

犯罪を予防し、犯罪の起きにくいまちにしていくために、見えにくい場所や、侵入しやすい場所の改善など環境の整備に取り組みます。

取組事業	令和3年度 事業概要(予定)	担当課	※施策 番号
1 防犯カメラの設置	「苫小牧市防犯カメラ設置5カ年実施計画」に基づき、ときわ町の公園に設置、通学路への防犯カメラ設置について関係部局と検討中。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	イ①
2 街路灯整備事業	夜間における治安維持及び交通安全の確保等を図るため、市民要望等を基に、幹線道路(主に幅員10m以上の市道)に設置する。	市民生活部市民生活課 (地域担当)	イ②
3 街路灯設置補助事業	夜間における治安維持及び交通安全の確保等をはかるため、町内会が生活道路(主に幅員10m未満の市道)に設置する費用の一部を補助する。	市民生活部市民生活課 (地域担当)	イ②
4 街路灯の維持管理	市内街路灯の点検を6ヶ月に1回、委託業務により実施して、不点灯街路灯を把握し、速やかに交換対応する。	都市建設部道路維持課	イ②
5 防犯に配慮した環境の整備	公園等の維持管理業務において、防犯に配慮した樹木の剪定・伐採などを実施する。	都市建設部緑地公園課	イ③
6 公共施設における安全対策	公共施設の新築・改修時に、防犯上危険となる目隠しになる箇所などの解消をはかるよう配慮する。	都市建設部建築課	イ④
7 市営住宅の照明確保	既存住宅の共用部などの照明の不具合・故障について迅速に対応する。	都市建設部住宅課	イ④
8 大型店の防犯対策への協力	大規模小売店舗(売場面積1,000㎡以上)が新規出店の際、騒音・交通・防犯等に配慮を求めるための法律「大規模小売店舗立地法」に基づき、市から道へ意見を提出することができる庁内関係課会議を設置し意見を集約する。	産業経済部商業振興課	イ⑤

3) 市民及び事業者の防犯活動への支援

地域において町内会、老人クラブ、NPO法人等のボランティアによる防犯活動を支え、連携強化を図っていくために、活動の支援に取り組みます。

取組事業	令和3年度 事業概要(予定)	担当課	※施策 番号
1 地域自主防犯パトロール組織への支援	地域の防犯活動と連携し、パトロール用資器材や防犯のぼり、青色回転灯やドライブレコーダー等を貸与する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	ウ①② ③

4) 学校等における子どもの安全対策

保護者や地域、市、学校等が連携を図り、犯罪の被害から子どもの安全を確保するための取組みを進めます。

取組事業		令和3年度 事業概要（予定）	担当課	※施策 番号
1	不審者情報の共有・発信	小・中・高等学校生徒指導連絡協議会と連携し相互で情報を共有するとともに、市民生活課にも情報提供し、市ホームページにも掲載依頼をする。	健康子ども部子ども支援課	エ①
2	不審者の侵入防止策の推進	学校内への不審者立ち入り防止策として、市内全校の来客用玄関にオートロック錠設置を平成30年度をもって完了した。 また、改築・改修事業を実施する学校については、防犯カメラを整備することにより、不審者の立ち入りや事件に対する抑止力を強化する。	教育部施設課	エ①
3	教職員への不審者対応訓練・研修の実施	学校保健安全法に基づき、全ての学校で危機管理マニュアルを作成している。さらに、マニュアルの中に、教職員研修及び対応訓練等も適切に位置付け実施する。	教育部指導室	エ①
4	防犯マップの作成・更新	防犯、防災、交通安全等に係る安全マップの作成。自身の通学路周辺から始まり、児童生徒の発達段階や地域の実情、学習のねらい等に合わせる行う。	教育部指導室	エ①
5	「子どもを守り心を育てる運動」の実施	開始から30年以上が経ち、所期の事業目的であった非行防止について一定程度の成果があったものと考え、令和2年度をもって終了に向けて調整中。	健康子ども部子ども支援課	エ①② ③④
6	「子どもSOSの家」の実施	不審人物等から子ども達を守るために、主に商店や事業所、さらに個人宅にも協力していただき、玄関先等の目立つ箇所に「子どもSOSの家」ステッカーを貼付して、子ども達が救助を求めてきた場合の保護と通報をお願いする。	健康子ども部子ども支援課	エ②
7	「子どもSOSカー」の普及	「子どもSOSの家」ステッカー運動とあわせ、市公用車(約200台)の左右2カ所にステッカーを貼付け、子どもが身の危険を感じたときに、近くの公用車が対応できるよう取り組む。	健康子ども部子ども支援課	エ②
8	青色回転灯車両による巡回パトロールの実施	青色回転灯を搭載した車両により市内巡回を継続して実施。子どもの危険行為や交通マナー、帰宅等の声かけや指導を行うとともに、不審者・変質者から子どもを守る。(通学時の列車添乗、各祭典時の指導を含む)	健康子ども部子ども支援課	エ②
9	防犯教室の推進	苫小牧警察署等と連携して各小・中学校における防犯訓練・防犯教室を実施する。	教育部指導室	エ③
10	通学列車における添乗指導	高校生の列車通学時のマナーを中心に、列車添乗や駅周辺での迷惑行為の調査を行い、生徒への声かけや指導(マナー違反や危険行為等)を行う。	健康子ども部子ども支援課	エ④

取組事業		令和3年度 事業概要(予定)	担当課	※施策 番号
11	青少年の施設利用の実態調査	青少年の健全育成と非行防止の観点から、大型商業施設などを中心に、利用状況や迷惑行為の有無について調査を行い、問題がある場合は巡回や学校等と連携し対応する。	健康こども部こども支援課	エ④
12	特別巡回パトロールの実施	海岸や河川などの危険個所の状況に応じ、巡回箇所や日時など変えてパトロールを実施する。	健康こども部こども支援課	エ④
13	警察との連携	苫小牧警察署と合同で、夏・冬休み期間を中心にカラオケボックス・インターネットカフェ等を巡回し、店舗側に子どもの利用ルールへの理解・協力を求める。また、各種祭典開催時にも連携して指導巡回を実施する。	健康こども部こども支援課	エ④
14	防犯グッズの配布	日本マクドナルド(株)より、「こども110番の家」関連事業への支援の一環として防犯笛の寄贈を受け、小学校新1年生に配布する。	教育部学校教育課	エ④

5) 高齢者の安全対策

取組事業		令和3年度 事業概要(予定)	担当課	※施策 番号
1	消費者被害防止講座の実施	特殊詐欺、架空請求、悪質訪問販売、電話勧誘などから被害を未然防止するため、各団体・グループを対象に出前講座を実施	市民生活部市民生活課 (消費生活担当)	オ
2	苫小牧市消費者被害防止ネットワーク活動の推進	構成団体と連携し、消費生活に関する情報提供及び消費者教育・啓発活動の推進と適切な相談活動などを通じ、消費者被害の防止に努める	市民生活部市民生活課 (消費者センター)	オ
3	苫小牧市認知症高齢者等の見守りネットワーク事業との連携	認知症などにより所在不明となった高齢者等を関係機関が相互に連携し、早期発見及び見守り支援体制を整備し再発防止に努める。	福祉部介護福祉課	オ

6) その他の取組

取組事業		令和3年度 事業概要(予定)	担当課	※施策 番号
1	被害者相談窓口の設置	犯罪被害者からの相談を受け、関係機関及び関係課との連携し支援する。	市民生活部市民生活課 (地域担当)	カ①
2	市の公共事業等における暴力団排除措置	「暴力団等の排除に関する合意書」に基づき、公共事業等から排除措置を講ずるため、苫小牧警察に情報照会と排除を要請する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	カ②
3	市が行う契約から暴力団の不当介入を排除する措置	「苫小牧市が行う契約における暴力団等排除措置要綱」に基づき、市発注の契約への不当介入を排除するため、苫小牧警察署に情報照会し、入札参加の除外措置等を行う。	財政部契約課	カ②
4	ときわ、澄川地区への交番新設要望	引き続き、北海道への重点要望事項として、苫小牧警察署及び道警本部を訪問して要望書を提出する。	市民生活部市民生活課 (防犯・交通安全担当)	カ③